

山梨県オリジナル品種産地確立事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、果樹のオリジナル品種を県内の産地へ速やかに普及し、他県の競合産地と差別化できる本県独自のブランドとして定着させるため、全国農業協同組合連合会山梨県本部（以下「全農山梨県本部」という。）が山梨県オリジナル品種ブランド化推進会議の事務局となり実施する山梨県オリジナル品種産地確立事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及びその補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 全農山梨県本部は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を事業開始前に知事に提出しなければならない。

2 全農山梨県本部は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により全農山梨県本部に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様

式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 知事は、第3条第1項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要があると認める場合には、全農山梨県本部に対し、概算払いにより交付することができる。

2 全農山梨県本部は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 全農山梨県本部は、当該補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 全農山梨県本部は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第7号)により全農山梨県本部へ通知するものとする。

2 知事は、全農山梨県本部に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内に知事が別に定める日以内とすることができる。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、そ

の未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 全農山梨県本部は、補助対象事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 山梨県オリジナル品種ブランド化推進事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、山梨県オリジナル品種ブランド化推進事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

3 この要綱は、令和5年4月4日から施行する。

4 この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
山梨県オリジナル品種 産地確立事業 1 優良品種・系統苗木生産活動 2 消費者ニーズ把握 調査 3 オリジナル品種栽培 マニュアルの印刷 製本	需用費、役務費、人 件費、旅費、使用料 及び賃借料	当該経費の 2 分の 1 以内	1 補助対象経費の各費目間 において、いずれか低い額 の 2 0 % 以内を増減させる 場合 2 補助事業の目的の達成に 支障をきたさない事業計画 の細部の変更であって、交 付決定を受けた補助金の額 の増額を伴わない場合